

(別添)

令和2年度人権学習資料（ポスター及びリーフレット）の
デザイン制作・印刷・配送業務仕様書

- 1 業務の名称
令和2年度人権学習資料（ポスター及びリーフレット）のデザイン制作・印刷・配送業務
- 2 業務内容
 - (1) 人権学習資料のデザイン制作
 - ①ポスター（B2判、縦長、カラー、日本語） 3種類
 - ②リーフレット（A3判2ツ折り、カラー、日本語） 1種類
 - (2) 人権学習資料の印刷
 - ①ポスター 3種×350部
 - ②リーフレット 6,500枚
 - (3) 人権学習資料の梱包及び配送
- 3 デザインについて
人権学習資料のデザインについては、別紙1の項目を踏まえて制作すること。
- 4 デザイン案の校正等
業務受託者は、各段階で委託者と協議しながらデザイン案を制作し、委託者の修正指示や校正に随時対応すること。
- 5 印刷について
用紙は環境に配慮した紙質のものを使用し、インクはソイインクを使用すること。
- 6 梱包について
ポスターは折らずに丸め、宛先ごとに梱包すること。
- 7 配送先及び部数
委託者が提供する送付文データをA4サイズで印刷・同封のうえ、委託者が指定する部数を指定した時期・場所に配送すること
(配送件数：ポスター及びリーフレットがそれぞれ320件程度（県内))。
- 8 業務完了報告及び検査
受託者は、本業務を完了したときは、次の項目の資料を添付した業務完了報告書（別紙2）を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
 - (1) 人権学習資料デザインデータ（PDF及びJPEGデータ）の入ったCD-R
 - (2) 成果品各1部
 - (3) 梱包の完成物が確認できる資料（写真等）
 - (4) 配送したことを確認できる資料（一覧表、配送業者の領収書写し等）
※業務完了時、委託者は受取状況を抽出で確認する。
- 9 留意事項
 - (1) 委託料は、精算払いとする。

- (2) 委託者の承認を受けないで再委託をしないこと。
- (3) 受託者が制作するデザイン案について、人権配慮上の観点等から委託者が修正を指示した場合には、受託者は指示に従いデザイン案を修正すること。
- (4) 今回制作するデザインに係る著作権、肖像権などの権利関係の処理については受託者が行い、今回制作するデザインの著作権は受託者に帰属する。

ただし、委託者は、受託者から納品を受けたデザインデータをもとに、当該デザインデータを加工して本業務に関する事業報告や事業PR、及び委託者が行う各種人権啓発事業に無償で使用できるものとする。

(使用例)

- ・鳥取県人権文化センター機関紙へのポスター及びリーフレットの掲載
- ・鳥取県人権文化センターホームページへのポスター及びリーフレットの掲載
- ・人権啓発資料に対する法務大臣表彰及び人権啓発関係情報調査へのポスター及びリーフレットの事業報告
- ・鳥取県人権文化センターが講師を務める研修の配布資料等への掲載

人権学習資料（ポスター及びリーフレット）のデザインについて

1 ポスターについて

次の（１）～（８）を踏まえて作成すること。

- （１）業務の内容を正しく理解し、デザインやキャッチコピー等に反映していること。
- （２）インターネットを利用する幅広い層に対し訴求力があること。
- （３）洗練された、スタイリッシュなデザインであること。
- （４）特定の場所や人物を連想させないこと。
- （５）キャッチコピーはいわゆる「人権標語」のようなものではなく、インターネットにおける人権侵害に対して強い抑止力になり得ること。
- （６）デザイン及びキャッチコピーの作成にあたっては、２（７）①～③の啓発文を参考にすること。ポスターは、これら３つの啓発文が示す内容それぞれについて１種類ずつ作成し、合わせて３種類作成するものとする。
- （７）デザインの下部に以下の字句を記載し、その文字組みも行うこと。
・公益社団法人鳥取県人権文化センター
- （８）デザインやキャッチコピーを補完するために、２（７）①～③の啓発文を全文あるいは一部引用して、文字情報を挿入してもよいものとする。

2 リーフレットについて

次の（１）～（９）を踏まえて作成すること。

- （１）業務の内容を正しく理解し、デザイン等に反映していること。
- （２）インターネットを利用する幅広い層に対し訴求力があること。
- （３）洗練された、スタイリッシュなデザインであること。
- （４）特定の場所や人物を連想させないこと。
- （５）インターネットにおける人権侵害に対して強い抑止力になり得ること。
- （６）ポスターとデザインの一部を共有するなど、ポスターと一体感のあるデザインであること。
- （７）リーフレットのいずれかの場所に以下①～③の啓発文全文を記載し、その文字組みも行うこと。
 - ① （ ）が（ ）から。
ネットに誹謗・中傷を書き込む人へ。あなたがそれをするのはなぜですか？
（アイツ）が（生意気だ）から。
（アイツ）が（非常識だ）から。
（アイツ）が（調子に乗ってる）から。
（みんな）が（やってる）から。
（世間）が（許さない）から。
ああ、そうですか。でも本当は、
（私）が（ムカついた）から。
（私）が（ストレス解消したい）から。
（私）が（楽しい）から。
（私）が（誰かを傷つけたい）から。
…ではありませんか？
そう、理由はあなた自身にあるのです。

- ② 「感染者の名前は××××！▲▲地区に住んでる人、気をつけて！！」
「●●で検索して。写真載ってるよ！」
「濃厚接触者との関係は？」
「困らせてやる」「ちょっとお仕置きしてやろう」「みんなにも教えてあげなきゃ」「念のため知っておいた方がいいから」。
意図がどうであれ、個人情報や曝いたりさらしたり、プライバシーを侵害したりする行為は人権侵害にあたります。
また、それらの情報を収集したり利用したりする行為は、差別を助長し、犯罪を誘発し、その人が日常生活を送ることを困難にし、人生をメチャクチャにしてしまうこともあるのです。
あなたの行為は、あなたの手に負えない事態に発展していくのです。

- ③ 「いつもならトイレットペーパーをこんなに買い溜めすることなんてないのに」
「念のために買ってきたティッシュ、置くところなくて笑うw」
あなたが必要以上の買い物をしたのはなぜ？
SNSで拡散される不確かな情報に振り回されていませんか？
不安や恐怖は、時に判断力を鈍らせます。災害時や非常時ほど、デマやフェイク、不安を煽るような情報を信じてしまいがちです。
だからこそ、日頃から情報を批判的に読み解くとともに正しく発信していく力、「情報リテラシー」を身につけておくことが大切です。

(8) (7) の啓発文のほか、タイトルや小見出し等の短文を挿入することができるものとする。

(9) (7) (8) のほか、リーフレットのいずれかの場所に、以下の字句を記載し、その文字組みも行うこと。

- ・公益社団法人鳥取県人権文化センター
- ・〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町 21 (ふらっと内)
- ・TEL 0857-21-1712 FAX 0857-21-1714
- ・E-mail t-jinken@tottori-jinken.org
- ・デザイン：(受託者名)

(様式第1号)

業務完了報告書

令和 年 月 日

公益社団法人鳥取県人権文化センター
会長 前田 義機 様

住所
氏名 ④
(法人にあつては法人名及び代表者氏名)

令和 年 月 日に業務委託契約を締結した令和2年度人権学習資料（ポスター及びリーフレット）のデザイン制作・印刷・配送業務について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- (1) 人権学習資料のデザイン制作
 - ①ポスター（B2判、縦長、カラー、日本語） 3種類
 - ②リーフレット（A3判2ツ折り、カラー、日本語） 1種類
- (2) 人権学習資料の印刷
 - ①ポスター 3種×350部
 - ②リーフレット 6,500枚
- (3) 人権学習資料の梱包及び配送